

対応事例（2）

サービス提供事業所内での性的虐待に対し関係者で連携し解決に向かったケース

N・N 女性 両親と兄弟同居

通所事業所内で他の利用者より胸等を触られる。嫌がっても止めてくれない。

本人の訴えのみであるので、サービス提供事業所職員等より情報収集。
(送迎中の社内で他利用者より触られている。触る方に重度の障害がある等確認)

コア会議にて虐待認定

ご家族、事業所職員等との関係者会議開催（対応方針等確認を行う。）
送迎車が同じにならない様に調整 無理な場合は、担当職員が付く事で対応する。

通所先でもお互い仲良く作業をされている。経過観察継続中

対応事例（3）

家族内での虐待に対し、関係機関が連携して解決に向かったケース

M・O 男性 父親と2人暮らし
父親が本人の年金・預金を総て使い込んでいる。年金日に総て引き落とされている。

本人と面接し、通帳等の確認

コア会議開催 虐待認定

関係者調整会議 生活困窮の脱却、父親の生活基盤の見直し必要。

生活困窮支援、世帯の生活保護申請 年金・預金の預かり等検討（日自）

法的対応についても弁護士に相談

生活保護決定し、本人の通帳は別途管理を開始し支援継続中

ま と め

■ 関係機関の連携が重要 （顔の見える関係が構築されているか？）

その為にも地域自立支援協議会・基幹相談支援センターを中核にした相談支援体制が必要。（基幹相談センターの設置が重要）

■ 行政のみで行うのではなく、社会資源を活用した体制整備が重要

■ 地域の関係機関、住民組織もネットワークに組み込む事で支援に

地域住民も支援に参加することで、地域で支える意識が高まる。

■ 相談支援に関わる職員の育成は急務の課題（県・市レベルで協議を）